

錦江町農業委員会 2月総会議事録

○ 開催日時 平成29年2月24日(金) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	5番	平原 栄
〃	4番	水流 豊美
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第37号 農地法第3条許可申請について

議案第38号 農地法第4条許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成29年2月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に9番 安水委員と10番 牧原委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第37号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第37号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号10号の譲渡人は、H・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字早瀬ノ原3637番1、地目は畑、地積は3,801㎡と田代川原字早瀬ノ原3639番1、地目は畑、地積は2,779㎡で、2筆の合計は6,580㎡となっています。</p> <p>譲受人はH・Sさん、H自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>H・Sさんの経営状況は、世帯員6名、労働力2名、自作地27,227㎡、小作地4,005㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号11号の譲渡人は、T・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字西ノ迫2,179番4、地目は畑、地積は491㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Mさん、H自治会在住の方です。</p>

この申請は売買による所有権移転となっています。

T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地20,834㎡、小作地6,598㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター2台、バインダー・草払い機各1台となっています。

次の受付番号12号の譲渡人は、M・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字琵琶ノ崎5,296番、地目は畑、地積は1,792㎡となっています。

譲受人はI・Tさん、Y自治会在住の方です。

この申請は贈与による所有権移転となっています。

I・Tさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地2,711㎡、で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、耕転機各1台となっています。

次の、受付番号13号の譲渡人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は城元字鳥ノ巣2,380番、地目は畑、地積は710㎡、城元字鳥ノ巣2,381番、地目は畑、地積は1,201㎡、城元字道ノ迫平2,472番1、地目は畑、地積は2,401㎡、城元字坂ノ上2,589番1、地目は畑、地積は1,368㎡、城元字渡ヶ迫平2,995番1、地目は畑、地積は4,550㎡で、5筆の合計は10,230㎡となっています。

譲受人はF・Sさん、Z自治会在住の方です。

この申請は贈与による所有権移転となっています。

F・Sさんの経営状況は、世帯員5名、労働力2名、自作地24,840㎡で、茶、水稻を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、乗用防除機1台となっています。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号10号、11号について、14番 貫見委員お願いいたします。

14番
貫見委員

はい。報告いたします。

受付番号10号のH・TさんとSさんは親子関係でございますので、これは何ら問題は無いかと思えます。

受付番号11号のT・TさんとMさんの件は、近くにTさんの畑があつて買われたということで、値段の方はMさんの方に聞いたらお父さんのKさんが支払う

	ので分からないということでした。
事務局	値段の方は〇〇万円ということでした。
14番 貫見委員	Mさんは認定農業者でもあり、錦江町の定める要件は満たしていると思いますので、何ら問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。 次に受付番号12号について、私の方から報告いたします。
1番 宿利原委員	このI・Tさんは、息子が2人おられて、長男がYで郵便局をやっております。その弟と一緒に農業をやっておりますけれども、I・TとMさんは兄妹で、この畑はKにあって、シキミが植えてあって、荒れてもうどうしようもないということで、Mさんがシキミの人は居なくなって誰も作り手がいないので、兄弟で作らんかと言ったら、気持ち良く私たちが作りますと言って、シキミ畑を開墾して、やっと今畑になったという状態であります。何ら問題は無いかと思います。
議長	次に受付番号13号について、20番 本釜委員お願いいたします。
20番 本釜委員	報告いたします。受付番号13番の譲受人のF・Sさんは、Mさんのお婿さんに当り、これからの農業を背負って立つ大切な後継者であると考えます。何ら問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
5番 平原委員	11番の〇〇万円というのは高いんじゃないけ。
事務局	田代の畑にしては高いですが、双方合意の上ですので。
議長	他に質疑はありませんか。

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第37号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第38号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第38号について説明いたします。</p> <p>受付番号4号については、山林のための追認の転用申請となっています。</p> <p>申請人はS・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は城元字横井ノ口4, 200番1、地目は畑、地積は4, 253㎡となっています。</p> <p>6頁から9頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 畠中委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を15番 畠中委員をお願いします。</p>
15番 畠中委員	<p>はい。受付番号4番の報告をします。</p> <p>この土地は去年の農地パトロールで転用が確認されたところですが、8月頃は3分の2ぐらい杉の木が植えてありましたが、今年1月には残りも全部植えてありました。場所的には宿利原の命苦の公民館から200mぐらいK市のM自治会に行ったところですが、この鹿屋市と錦江町の境目にあたる所です。近くに1筆、畑がありますが、山林に囲まれていて日当たりも悪く、又、農業廃止のため転用の</p>

	申請は問題ないと判断しました。よろしくお願ひします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>補足説明をいたします。資料の 8 頁を見て頂いてよろしいでしょうか。航空写真の中で、申請地の写真が出ているんですが、これのちょうど、上が命苦から眞戸原へ抜ける道路です。右側から左にかけて下り斜面になって、低くなっている農地です。南側が山林で、木の陰になる関係で、日当たりが悪いということです。</p> <p>隣の畑は高いところで 7 m 以上段差があつて、道路と同じ高さに農地はありません。</p>
3 番 厚ヶ瀬委員	道路沿いですね。場所は。
15 番 畠中委員	道路から畑があつて、その下です。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 38 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 38 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがひまして、議案第 38 号については原案のとおり許可することに決定しました。</p>

議 長	<p>次に、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は90筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第39号のうち、受付番号554号から562号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第39号のうち、受付番号554号から562号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号554号、555号の貸し人はN・Tさん、S県在住の方です。申請地は554号が馬場字古川162番1、地目は田、地積は650㎡、555号が馬場字宮下1、810番1、地目は田、地積は975㎡で、2筆の合計は1,625㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年3月1日から平成39年12月14日までで、小作料金は、554号が15,000円、555号が25,000円となっています。</p> <p>借り人はA・Yさん、O自治会在住の方です。</p> <p>A・Yさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、雇用が1人で15日、自作地9,729㎡、小作地9,623㎡で、茶、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラック・管理機各3台、茶摘採機・茶防除機・トラクター、耕運機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は5番 平原委員です。</p> <p>次の受付番号556号、557号の貸し人はH・Sさん、U自治会在住の方です。申請地は556号が田代川原字馬庭原501番、地目は田、地積は1,752㎡、557号が田代川原字馬庭原503番、地目は田、地積は288㎡で、2筆の合計は2,040㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料</p>

金は全部で3,600円となっています。

借り人は、K・Tさん、U自治会在住の方です。

K・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者1名、小作地14,028㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。

次の受付番号558号から560号の貸し人はS・Mさん、K自治在住の方です。

申請地は558号が田代川原字馬庭原490番、地目は田、地積は370㎡、559号が田代川原字馬庭原467番1、地目は田、地積は678㎡、560号が田代川原字馬庭原470番、地目は田、地積は522㎡で、3筆の合計は1,570㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で4,400円となっています。

一方、借り人は、556号からと同じK・Tさんです。

次の受付番号485号の貸し人はK・Hさん、U自治在住の方です。

申請地は田代川原字馬庭原485番、地目は田、地積は548㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は556号からと同じK・Tさんです。

受付番号556号から561号までの担当調査員は7番 毛下委員です。

次の562号の貸し人はT・Rさん、S市在住の方です。

申請地は田代川原字四本松1,959番3、地目は畑、地積は3,687㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。

借り人はY・Hさん、Y自治会在住の方です。

Y・Hさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、自作地64,404㎡、小作地8,699㎡で、大根、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック各3台、2tダンプ・掘取り機・ツル払い機・タイヤショベル各1台となっています。

この件の担当調査員は14番 貫見委員です。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号554号、555号について、5番 平原委員お願いいたします。</p>
5 番 平原委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>ここは今までもAさんが耕作されておりましたけれども、今回、息子さんの方になったから、契約書を入れましょうということで上がって来たものです。Aさんは認定農家でもありますし、管理もきちんとしておりますので、何ら問題は無いかと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号556号から561号までについて、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7 番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>今までS・Kさんが借りておりましたが、手が回らないということで、UのK・Tさんが借りることになりました。小作料は水利費程度です。作る物は、カボチャ・里芋を植える予定ですということで、今年、就農2年目になるんですが、やる気はあるので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号562号について、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この畑は以前、根占生産組合が利用して作っていたんですけども、今年に入ってからも耕作しないということで、S・Mさんに聞いたところ、Yさんが探しているということで、紹介してもらいましてお願いしたところ、作りますということで、今度新規で契約をしたところでございます。錦江町の定める要件はクリアしていると思えますので、問題は無いかと思えます。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

14番 貫見委員	毛下さん、この556と557は全部で6,600円の間違いじゃないの。この水利費は反当3,000円だから。
7番 毛下委員	水利費程度ということでした。
14番 貫見委員	だから2反ちょっとだから6,600円の間違いじゃないの。
7番 毛下委員	もう一度確認して、来月報告します。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第39号のうち、受付番号554号から562号までを採決します。 お諮りします。 議案第39号のうち、受付番号554号から562号までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第39号のうち、受付番号554号から562号までは、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第39号のうち、受付番号563号から581号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第39号のうち、受付番号第563号から581号までを説明いたします。 先ず、563号、564号の貸し人はN・Tさん、D自治会在住の方です。

申請地は563号が城元字出口4, 259番1、地目は畑、地積は3,458㎡、564号が城元字栗ノ尾4, 399番2、地目は畑、地積は2,800㎡で、2筆の合計は6,258㎡となっています。

貸付期間は平成29年3月1日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Kさん、K市在住の方です。

N・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、現在自作地、小作地とも台帳上ありませんが、露地野菜、果樹を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、草払い機各1台となっています。

次の565号の貸し人はN・Hさん、H県在住の方です。

申請地は城元字崩迫4, 548番1、地目は畑、地積は3,885㎡となっています。

貸付期間は平成29年3月1日から平成38年12月14日までで、小作料金は全部で30,000円となっています。

借り人は、Y・Mさん、Y自治会在住の方です。

Y・Mさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地38,143㎡、小作地9,555㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、ポテカルゴ、畝立て機、ツル払い機各1台となっています。

受付番号563号から565号までの担当調査員は、15番 畠中委員です。

次の566号から569号までの貸し人はY・Nさん、T自治会在住の方です。

申請地は566号が神川字岩渕1, 005番1、地目は畑、地積は911㎡、567号が神川字岩渕1, 006番、地目は畑、地積は983㎡、568号が神川字岩渕1, 008番1、地目は畑、地積は1,066㎡、569号が神川字岩渕1, 009番2、地目は畑、地積は827㎡で、4筆の合計は3,787㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で15,000円となっています。

借り人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。

F・Mさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者3名、自作地15,116㎡、小作地22,303㎡で、肉用牛、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各2台、コンバイン、ショベル、ハーベスター各1台となっています。

次の570号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字入料2，250番、地目は田、地積は1，643㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は15，000円となっています。

借り人は、566号からと同じF・Mさんです。

次の571号、572号の貸し人はI・Kさん、K市在住の方です。

申請地は571号が神川字下牧972番、地目は畑、地積は1，651㎡、572号が神川字下牧973番、地目は畑、地積は2，059㎡で、2筆の合計は3，710㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は、571号が12，000円、572号が14，000円となっています。

借り人は、566号からと同じF・Mさんです。

受付番号566号から572号までの担当調査員は、15番 山中委員です。

次の573号の貸し人はN・Mさん、M町在住の方です。

申請地は田代麓字門田1，596番1、地目は田、地積は785㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は3，500円となっています。

借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、雇用が3人で450日、自作地50，788㎡、小作地141，003㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は320日で、農業機械の所有状況は、トラクター6台、甘藷ハーベスター各2台となっています。

次の574号、575号の貸し人はM・Mさん、Y自治会在住の方です。

申請地は574号が田代麓字塩井川1，871番1、地目は畑、地積は1，088㎡、575号が田代麓字塩井川1，871番2、地目は畑、地積は1，486㎡で、2筆の合計は2，574㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で13，000円となっています。

借り人はO・Kさん、S自治会在住の方です。

O・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地10，108㎡、小作地8，629㎡で、甘藷、里芋を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。

次の576号、577号の貸し人はK・Tさん、M県在住の方です。

申請地は576号が田代麓字表木ノ下2, 051番、地目は田、地積は938㎡、577号が田代麓字表木ノ下2, 052番、地目は田、地積は850㎡で、2筆の合計は1,788㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で9,000円となっています。

借り人は、574号からと同じO・Kさんです。

次の578号の貸し人はN・Mさん、M町在住の方です。

申請地は田代麓字堀田1, 989番2、地目は田、地積は1,179㎡となっています。

貸付期間は平成29年2月25日から平成33年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

借り人は、574号からと同じO・Kさんです。

受付番号573号から578号までの担当調査員は、18番 樋渡委員です。

次の579号から581号までの貸し人はO・Sさん、O自治会在住の方です。

申請地は579号が馬場字ホケノ頭6, 140番1、地目は畑、地積は6,237㎡、580号が馬場字ホケノ頭6, 121番、地目は畑、地積は2,373㎡、581号が馬場字大畑6, 172番、地目は畑、地積は6,040㎡で、3筆の合計は14,650㎡となっています。

貸付期間は平成29年3月1日から平成32年2月29日までで、小作料金は全部で146,000円となっています。

借り人は、M・Sさん、S自治会在住の方です。

M・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が2人で100日、小作地23,705㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。

この件の担当調査員は、19番 鈴渡委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号563号から565号までについて、15番 島中委員お願いいたします。</p>
15番 島中委員	<p>はい。報告します。</p> <p>N・TさんとN・K君は親子間です。N君は退職されまして農業に興味を持ち、K市から通って見えます。トラクターも購入して、今から色々な野菜や果樹に取り組んで行くそうです。よろしくをお願いします。</p> <p>565号のY・M君は甘藷を中心に農業に取り組んでいます。農地の利用状況も良く、意欲と能力もあり、問題は無いと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号566号から572号までについて、16番 山中委員お願いいたします。</p>
16番 山中委員	<p>はい。YさんはTの方で、借り人はF・MさんでKで、生産牛が44頭で頑張っております。それから下の570号のN・MさんはKで、神川の橋の手前のカーブの所の田んぼです。それとI・KさんはK市在住で、出身はKの方です。これもF・Mさんで問題は無いと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号573号から578号までについて、18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>先ず573号について、これはEさんという方が作られていましたが、これはもう何十年とEさんが耕作されていましたが、今回、奥さんの方の田んぼが空きまして、そこを作りたいということで土地を返して、相談してS・Kさんをお願いしたら、S・Kさんが隣も耕作されております。それで快く引き受けて頂きました。それから574から578号までは、この土地は全部元はKさんという方が利用権設定を結んで耕作されていたんですが、管理も悪かったもんですから、畔払いとか。作物は耕作されていたんですが、収穫はほとんどされていないというような状態だったもんですから、そういうやり方では地域の方、この地主さんたちが別の方が良いということで、昨年からOさんが耕作されていて、管理もちゃんとしております。今回、期限が来て新たに利用権を組むということで、Oさんをお願いしたら、快く引き受けて頂きましたので、この方も管理は十分さ</p>

	れております。何ら問題は無いかと思ひます。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号579号から581号までについて、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
19番 鈴 委員	<p>はい。報告します。これは先月鍋委員からも指摘があった方でございます、私も心配になりましたので、安水委員に頼んで現地も確認をしてもらったところ、キャベツが綺麗に植えてありますよということで、私もまた後日行って見ましたら、キャベツをちゃんと植えてありました。そしてこのO・SさんとS君のお母さんはSさんの息子さん達と兄妹でありまして、いちばん近い親戚でございます。継続の案件でございますし、本人も貸すということでございましたので、何ら問題は無いかと思ひます。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました、質疑はありますか。</p>
2 番 基 委員	<p>鈴さん。この2月の29日は何か意味があるの。</p>
19番 鈴 委員	<p>はい。これは本人が従来今までずっと誰か貸してくれと言っても、誰にも貸さなくて、取られるからと言って貸さなかった人なんですけれども、先に言いましたとおり親戚関係で貸すということで、しかも3年ということで前も借りましたので、今回も3年というように。</p>
事務局	<p>前回は荒地の解消事業でM・Sさんが借りていて、その時に5年間と言ったのを3年しか貸さない。長いから貸さないと言われて、そしてどうしても3年以上の契約でなければいけなかったということで、ぎりぎり3月1日だったので、2月末日としたんですけれども、今回もちょうど3年ということで、超えればやはり内容を、本人と3年契約と言ったのを洪々更新されたので、たまたまこの32年は閏年になっていて、29日だったので29日にしたところ。</p>
議 長	<p>他に質疑はありますか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号のうち、受付番号563号から581号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号のうち、受付番号563号から581号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第39号のうち、受付番号563号から581号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第39号のうち、受付番号582号から643号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第39号のうち受付番号582号から643号までについて説明いたします。</p> <p>受付番号486号から553号までについては、鹿児島県地域振興公社が、農地中間管理事業により、中間管理権を取得しようとするものです。</p> <p>お手元に農地利用配分計画案を配布してありますので、そちらの方をご覧ください。1番から22番までなんですが、字で言いますと、カヤノキと横高尾については、宿利原地区で地域集積に取り組んでいまして、いま契約が済んだ分を出してあるところがございます。23番から以降につきましては、それぞれ経営転換、耕作者集積金の対象となるということで、今回申請が上がって来たものがございますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。質疑はありませんか。</p>

13番 徳永委員	この配分計画の40番以降のF・Mさんの分が、年間賃借料0円が殆んどなんですけど、これ以外に先月利用権設定を結ぶのも、使用貸借で0円が多いんですけど、これ何かFさんと地権者との方の合意での上での0円が多いんでしょうか。
事務局	はい。当然合意の上です。SさんとBさんの件は、荒らさずに作ってくればそれで良いということだったそうです。
19番 鈴委員	ちなみに私の所の615号からの話をしますと、農業廃止をするということで、借り手をとということで協力したんですけども、もうお金を出すんであれば作らないという人が殆んどだったんです。笹原の場合は。だからただなら作ろうかという話になって、もうただでも良いよというような話になって。とにかく荒らすよりは作ってもらいたいというようなことで0円にということでした。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第39号のうち、受付番号582号から643号までを採決します。 お諮りします。 議案第39号のうち、受付番号582号から643号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第39号のうち、受付番号582号から643号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、平成29年2月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者 窪 和人